

# 那須塩原市議会 「シン・那須塩原」 行政視察報告書



視察期間：令和8年1月28日（水）～1月30日（金）

## 【視察内容】

1月28日(水)

- ①「生活弱者支援と北九州市との連携協定について」  
視察地：福岡県北九州市  
NPO 法人 抱樸(13:00～14:00)  
報告書担当：林、松田
- ②「生活弱者支援と NPO 法人抱樸との連携協定について」  
視察先：福岡県北九州市(14:30～15:30)  
報告書担当：林、森本

1月29日(木)

- ③「デジタル地域通貨『ゆでび』について」  
視察地：長崎県大村市(10:30～12:00)  
報告書担当：齊藤、赤塚
- ④「まちぶらプロジェクトについて」  
視察地：長崎県長崎市(14:00～16:30)  
報告書担当：松野、齋藤

1月30日(金)

- ⑤「女性活躍推進事業について」  
視察地：長崎県佐世保市(10:00～11:30)  
報告書担当：相馬、小出

参加議員： 松田寛人 相馬剛 齊藤誠之 齋藤寿一 森本彰伸 林美幸  
小出浩美 松野真弓 赤塚茂昭

## 生活困窮者支援

### 北九州市との連携協定について

視察地 NPO 法人抱樸

視察日 令和8年1月28日

報告者 林 美幸・松田 寛人

#### 【抱樸の名前の由来】

老子の言葉で「樸」は原木や荒木のこと。

製材所で整えられた木材ではない、原木をそのまま抱き止めるという意味。なぜ法人名を「原木を抱きしめる（抱樸）」としたのか、社会にはルールがあり、ルールを守るから受け入れ可能となる。しかし、同じようにルール遵守を条件にすると、受け入れられない場合が多いため、無条件で受け入れ、その後、条件（ルール）をどうするかを考える順番を大切にしている。

#### 【抱樸の活動について】

・活動開始は、1988年であり、現在で38年目を迎える。

・ホームレスからの自立：3800人以上（居宅設置等）

・自立達成率：92%（6ヶ月の自立プログラム）

・生活継続率：87%

・就職自立率：58%

・生活サポート実施：約2000名（北九州市・福岡・下関）

・北九州市、下関市、福岡市に拠点あり

・有給職員120名（正規職員80名、パート40名）

・登録ボランティア約1500名

・互助会約280名（当事者170名）

※22 部署により包括的総合支援（生活をサポートする組織）を実施

#### 【活動理念】

・ホームレス問題の二つの困窮・孤立支援

① ハウスレス（経済的困窮）

② ホームレス（関係性の困窮・孤立）

・困窮概念の見直し

① 身体的困窮には、身体的困窮への社会保障がある。

② 経済的困窮には、経済的困窮への社会保障がある。

③ 関係性の困窮（孤立・孤独問題）には、社会的困窮と認められていないため、社会保障制度（税金を投入）が確立されていない、孤立問題は自己責任と考えられているため、孤立・孤独問題を「家族機能の社会化」で解決していく必要がある。

#### 【家族機能の社会化】

家族機能の社会化とは、新しい社会保障制度の構築として、他人が家族のように助け合う社会であり、他人が助けてと言える仕組みづくりが大切であると考える。

失われた家族機能を社会化として必要な仕組みを作る

① 引き受け：安心できる場所

② つなぎ：コーディネート

③ 気づき：知ること・愛すること

家族のように互いに助けてと言える社会、助けてと言える仕組みづくりが重要である。

#### 【北九州市との連携協定について】

・現在建設中の生活困窮者支援・地域共生社会拠点整備「希望のまちプロジェクト」を中心に連携協定を結んでおり、企業版ふるさと納税を実施し、今後も北九州市と連携し、まちづくりをしていく。

## 【所感】

今回の北九州市における NPO 法人抱樸の視察を通じて、生活困窮者支援の本質は「制度の有無」ではなく、関係性の再構築にあることを強く実感した。抱樸の実践は、生活困窮を「経済的困窮」に限定せず、「関係性の困窮・孤立」を同時に捉え直すものであり、従来の自己責任論に依拠した支援の限界を明確に示している。

法人名の由来に象徴される「原木をそのまま抱き止める」という思想は、支援の順序をルール先行ではなく、無条件の受容を起点とする点に特徴がある。これは、制度適合を前提とする行政支援とは異なり、当事者の尊厳を守りながら回復の土台を整える実践であり、高い自立達成率・生活継続率という成果に結実している。

特に印象的であったのは、「家族機能の社会化」という考え方である。孤立・孤独は社会的困窮として十分に制度化されてこなかった領域であり、抱樸はこの課題に対し、引き受け（安心できる場）・つなぎ（コーディネート）・気づき（知り、愛する）という三要素をもって、家族に代わる社会的機能を構築している。これは、個人の努力として原因や責任をその人本人の問題として押し付けられがちな孤立問題を、社会全体で担い直す挑戦である。

また、北九州市との連携協定のもと進められている「希望のまちプロジェクト」は、福祉を個別支援に留めず、まちづくりの中核に据える先進的な取組であり、行政と NPO が対等なパートナーとし

て地域共生社会を形づくるモデルである。

奥田知志理事長が語る「自己責任論が強くなりすぎ、助けてと言えない社会になっている」という言葉は、現代社会の構造的課題を端的に表している。抱樸の実践は、「助けてと言える社会」を制度と関係性の両面から具体化するものであり、今後の自治体政策においても、生活困窮者支援・孤立対策・地域共生社会の構築を考える上で、今後、自治体が取り組むべき方向性を示す視察であり、本市の現在ある社会資源を活かし、官民連携できる取組を検討していく必要があると考える。



NPO法人抱樸 研修の様子

## 生活困窮者支援

### NPO 法人抱樸との連携協定について

視察地 福岡県北九州市

視察日 令和8年1月28日

報告者 林 美幸

#### 【北九州市の概要】

九州の最北端に位置する政令指定都市。アジア諸国に近いというロケーションを生かし、明治時代の官営八幡製鐵所の創業以来、四大工業地帯のひとつとして、日本のものづくりを支えてきた街。人口 900,494 人（2025 年 9 月 1 日現在）、面積 492,50 km<sup>2</sup>（2025 年 3 月 1 日現在）

#### 【北九州市に到来している課題】

全国・世界の都市に先駆けてさまざまな課題に直面している。

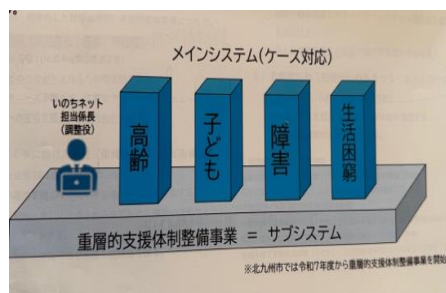
- ・政令市で最も高い高齢化率（31.4%）
- ・単身世帯の割合が増加しており、全体の約 4 割を占めている。
- ・コミュニティの持続可能性が課題になる

（例：自治会加入率の低下）

#### 【生活困窮者等の個別支援】

北九州市の区役所（7区）では、高齢・子ども・障害・困窮の制度・分野ごとに窓口を設置している。市民からの「相談でどこに相談したらいいかわからない場合」や、複雑化・複合化する課題を抱える家庭（8050問題・ひきこもり・支援拒否など）は、いのちをつなぐネットワーク担当係長が調整役として対応をしている。

※ 【役割】いのちネット担当係長（調整役）



#### 【重層的支援体制整備事業の開始】

令和7年から開始している。

#### ① 包括的相談支援（区役所等の各窓口）

（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）

- ・相談者の属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。
- ・支援機関のネットワークで対応する。
- ・複雑化・複合化した課題は、適切に多機関協働事業につなぐ。

#### ② 参加支援（業務委託：抱樸、市社協）

（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う。
- ・本人のニーズを踏まえ、丁寧なマッチングやメニューをつくる。
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。

#### ③ 地域づくりに向けた支援

（保健福祉局、子ども家庭局）

（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。
- ・交流、参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。
- ・地域における活動の場を形成し活性化を図る。

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援  
(業務委託：抱樸、市社協)  
(社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号)

- ・支援が届いていない人に支援を届ける。
- ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。

⑤ 多機関協働 (区役所のいのちをつなぐネットワーク)  
(社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号)

- ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。
- ・支援関係機関の役割分担を図る。

※①包括的相談支援の既存制度

- ・地域包括支援センターの運営 (介護)
- ・障害者相談支援事業 (障害)
- ・利用者支援事業 (子ども)
- ・自立相談支援事業 (生活困窮)

※③地域づくりに向けた支援の既存制度  
・一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの (地域介護予防活動支援事業：介護)

- ・生活支援体制整備事業 (介護)
- ・地域活動支援センター (障害)
- ・地域子育て支援拠点事業 (子ども)
- ・生活困窮者等のための地域づくり事業 (生活困窮)

【北九州市における地域づくり】

区社協福祉協議会などの話し合いの場に地域の社会福祉施設や関係団体も参加し、生活支援の仕組みづくりのための協議会を開催している。話し合いの結果、各団体が持つ資源を持ち帰り、支え合い

活動、高齢者サロン (居場所づくり) 買い物支援などの地域づくりを行っている。

【NPO との連携について】

顔の見える関係づくりを大切にし、孤独・孤立対策等連携協議会を令和 4 年 2 月に全国で初めて設置。フードサポート北九州との連携で食品の配布を行うとともに、市、社協、NPO 団体等の相談支援や、地域の見守りの輪へつなげる。多様な NPO との連携のひとつに、抱樸が連携協定を結び、主に困難ケースの支援を中心とした「点の支援」を担う存在となっており、抱樸が中心となって進める民間プロジェクト「希望のまち」から、施設を核とした「面の支援」に連携が広がる可能性に期待している。

【所感】

北九州市の生活困窮者支援をはじめとする重層的支援体制整備事業は、制度を重ねること自体を目的とするのではなく、「人」と「関係性」を軸に据えて機能させている点に大きな特徴があると感じた。

特に、区役所に配置されたいのちネット担当職員 (調整役) の存在は、複雑化・複合化する課題を抱える世帯に対し、分野縦割りになりがちな庁内各部署を横断的につなぐ要となっており、重層的支援体制が実効性をもって機能するための肝であると強く認識した。

また、地域づくりにおいては、行政・社会福祉協議会・NPO が単なる協力関係にとどまらず、連携協定を結ぶことで役割分担を明確にし、それぞれの強みを生かしながら支援につないでいる点が印象的

であった。とりわけ、抱樸をはじめとする NPO が困難ケースへの専門的支援を担い、行政が制度設計と調整を行い、地域が見守りや居場所づくりを担うという構造は、「点の支援」から「面の支援」へと広がる可能性を持つものである。

これらの取り組みは、支援を必要とする人を孤立させず、地域全体で支え合う街をつくる実践であり、「助けてと言える社会」を制度と地域の両面から具体化している点が今後の自治体政策を検討する上で、参考となる取組である。北九州市の実践は、今後の自治体における重層的支援体制整備事業の在り方を考える上で、多くの示唆を与えるものであり、本市においても、庁内連携の仕組みづくりと官民連携を検討していく必要があると考える。



北九州市市議会ボードの前にて

## NPO 法人抱樸との連携協定について

視察地：福岡県北九州市

視察日：令和8年1月28日

報告者：森本彰伸

### 【目的】

近年、全国の自治体において、生活困窮者、孤立する高齢者、困難を抱える子どもなど、複合的な課題を抱える市民への支援が大きな政策課題となっている。

那須塩原市においても、従来の制度別・分野別支援だけでは十分に対応しきれない事例が増えており、行政と民間団体が連携した包括的な支援体制の構築が求められている。

こうした中、北九州市が NPO 法人抱樸と連携協定を締結し、個別支援から居場所づくり、地域づくり、さらには複合型福祉施設「希望のまち」の整備までを一体的に進めている点は、先進的な取り組みとして注目に値する。

本視察は、その具体的な仕組み、成果、課題を把握し、那須塩原市の今後の福祉施策に活かすことを目的として実施した。

### 【事業概要】

北九州市は、NPO 法人抱樸と連携協定を締結し、生活困窮者や孤立した高齢者・子どもなどへの支援を強化している。この連携の特徴は、行政と NPO がそれぞれの強みを明確に役割分担しながら、支援を「点」ではなく「面」で展開している点にある。

主な取り組みは以下のとおりである。

#### ・個別支援

生活・就労・住まい・医療など、複数の課題を抱える対象者に対し、相談から伴走支援、自立支援へと段階的に関わる支

援プロセスを構築している。

・居場所づくり・地域のつながり促進  
孤立を防ぐための居場所を地域に点在させ、支援対象者だけでなく地域住民も関われる形で、緩やかなネットワークを形成している。

・複合型福祉施設「希望のまち」  
生活支援、就労支援、医療・福祉との連携、地域交流を一体的に行う拠点として整備が進められており、支援の「最後の受け皿」であると同時に、地域に開かれた施設を目指している。

#### 【視察時の主な確認事項】

現地では、連携協定の経緯や目的、行政とNPOの役割分担、個別支援の具体的プロセス、成果の把握方法、居場所づくりの実践例、「希望のまち」の理念と運営体制、そして自治体×NPO連携における課題について説明を受け、いずれについても明確な回答を得ることができた。特に印象的であったのは、行政は制度設計や財源確保、全体調整を担い、NPOは現場に深く入り込み、当事者に寄り添った柔軟な支援を担う、という役割分担が明確である点である。また、支援の成果を単なる数値だけで評価するのではなく、「孤立の解消」「関係性の回復」といった質的な変化も重視している姿勢は、今後の福祉政策を考える上で大きな示唆を与えるものであった。

#### 【所感】

北九州市の取り組みは、行政が単独で課題を抱え込むのではなく、信頼できるNPOを対等なパートナーとして位置づけている点に大きな価値があると感じた。特に、支援を「制度に当てはめる」のではなく、「人に合わせて制度や支援を組み

合わせる」発想は、今後ますます重要になると考える。

一方で、こうした連携は、行政側の理解や覚悟、継続的な財政的支援が不可欠であり、形式的な協定にとどまらせないための不断の努力が必要であることも、率直な課題として認識した。

#### 【那須塩原市では、】

今回の視察を踏まえ、那須塩原市においても以下の点について検討を進めることができると考える。

1. 行政と民間団体の連携強化  
分野横断的な支援が可能なNPOや地域団体との連携を、単発事業ではなく中長期的な視点で構築すること。
2. 伴走型支援の仕組みづくり  
相談で終わらせず、継続的に寄り添う支援体制を制度として位置づけること。
3. 居場所づくりと地域ネットワークの拡充  
支援対象者に限定しない、地域全体で孤立を防ぐ仕組みを検討すること。
4. 拠点型支援の可能性の検討  
北九州市の「希望のまち」を参考に、那須塩原市の実情に合った複合的支援拠点のあり方を研究すること。



北九州市での研修の様子

テーマ：デジタル地域通貨「ゆでぴ」について

視察地：長崎県大村市

視察日：令和8年1月29日

報告者：齊藤 誠之

1. デジタル地域通貨「ゆでぴ」の概要  
デジタル地域通貨「ゆでぴ」は、大村市の郷土食である「茹でピーナッツ（ゆでぴー）」にちなんで名付けられた。単なる電子決済サービスに留まらず、市独自のポータルアプリ「おむすび。」内の基幹機能として位置づけられている。これは市内加盟店での購買に利用できるほか、ボランティア活動や行政イベントへの参加に対して付与される「行政ポイント」の受け皿としての役割も持つ。市民が地域に関わり、感謝や応援の気持ちをポイントという形で循環させることで、「しあわせが循環するコミュニティ」の実現を目指すツールとして運用されている。

## 2. 戦略的な予算措置と持続可能性

本事業は、国が進めるデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、マイナンバーカードを基盤とした全国でも先駆的なデジタル実装モデルとして構築されている。システムの構築・整備には同交付金を活用しつつ、直近のポイント還元キャンペーン等には地方創生臨時交付金を充当するなど、複数の国庫補助を戦略的に組み合わせ、市の財政負担を抑えながら市民への還元を最大化している点が注目される。また、現行の補助メニューが令和8年度に期限を迎えることを見据え、常に最新の国庫補助動向を注視し、新たな支援メニューへ移行しながら事業を継続・発展させていく方針である。

## 3. ユーザー普及と定着に向けた4つの柱

「ゆでぴ」を市民生活に浸透させるための戦略は、主に以下の4つの視点から構成されている。

①経済的メリットによる初期動機の創出：プレミアム付商品券のデジタル版を「ゆでぴ」限定で発行し、「使わないと損」という環境を構築。また、健診やエコ活動への参加特典を「ゆでぴ」ポイントへ一本化し、保有の必然性を高めている。

②利用シーンの網羅による利便性の最大化：地域商店街から大型店、さらには市役所窓口の手数料や公共施設（駐車場・図書館等）の支払いまで決済網を広げ、「どこでも使える」安心感を実現している。

③デジタル格差を解消する伴走型支援：市役所等への常設窓口やスマホ教室を通じて、高齢層の初期設定への不安を解消。多世代間で操作方法が伝播するよう地域コミュニティとも連携している。

④非決済機能による生活インフラ化：ゴミ出しカレンダーや防災情報のプッシュ通知、地域SNSとしての「譲り合い」機能など、決済時以外にもアプリを起動させる「日常使い」の仕組みを統合している。

4. 加盟店負担を軽減する現場の工夫  
協力店の導入ハードルを下げる工夫として、高価な専用端末を配布するのではなく、店頭でQRコードを印刷した紙を掲示する方式を採用している。これにより、設備投資が困難な個人商店でも経費負担なく即座に導入が可能となり、地域ぐるみの決済網をスピーディーに構築できている。

## 5. 総評および本市への提言

「ゆでぴ」の真の価値は、経済活性化という『動脈』の役割だけでなく、地域貢献や助け合いという『静脈』の循環を作り出している点にある。自治体が主導して「行政・経済・福祉」を一つのデジタルインフラで繋ごうとする試みは、他自治体における DX 推進の先駆的なモデルであると考えられる。

本市においても、地域通貨の導入にあたっては運用コストや加盟店の確保、デジタル格差への対応など、解決すべきハードルは少なくない。しかし、「ゆでぴ」の事例が示すように、地域経済を循環させ、住民同士のつながりを深めるための「定着型ツール」としてのポテンシャルは極めて高い。単なる決済手段の導入としてではなく、地域を活性化させるための不可欠なインフラとして、本市においても導入の可能性を大いに調査、検討する必要があると思われる。



大村市議場にて

ポータルアプリ「おむすび。」及びデジタル地域通貨「ゆでぴ」について

視察地 長崎県大村市

視察日 令和8年1月29日

報告者 赤塚 茂昭

### (1) 視察研修の目的

本市においても、行政手続のデジタル化、地域経済の活性化、住民サービスの利便性向上が重要な課題となっている。

長崎県大村市では、行政ポータルアプリ「おむすび。」とデジタル地域通貨「ゆでぴ」を連携させ、行政・経済・市民生活を一体的に支えるデジタル施策を展開している。

本視察では、導入の背景、運用体制、利用実績、課題等を把握し、本市における今後の施策検討の参考とすることを目的とした。

### (2) ポータルアプリ「おむすび。」の概要

「おむすび。」は、大村市が提供する行政情報・各種サービスを集約したスマートフォン向けポータルアプリである。

#### 主な機能

- ・市からのお知らせ、防災情報の配信
  - ・各種行政手続や予約システムへの入口
- #### 機能
- ・子育て、健康、福祉などライフステージ別情報の提供

#### デジタル地域通貨「ゆでぴ」との連携特徴

- ・市民一人ひとりに必要な情報が届く「情報の最適化」
- ・行政サイトの分散を防ぎ、入口を一本化
- ・利用者の利便性向上と行政側の情報発信効率化を両立

(3) デジタル地域通貨「ゆでぴ」の概要  
「ゆでぴ」は、大村市内限定で利用できるキャッシュレス型のデジタル地域通貨である。

主な目的

- ・地域内消費の促進
- ・市内事業者の支援
- ・行政施策（給付・ポイント付与等）の迅速化

主な活用事例

- ・プレミアム付商品券事業
- ・子育て支援・高齢者支援の給付事業
- ・イベント参加や健康施策へのインセンティブ付与

(4) 「おむすび。」と「ゆでぴ」の連携効果

両施策を連携させることで、単独事業ではえられない相乗効果が生まれている。

- ・行政施策の「周知→申請→受取→利用」までをデジタルで完結
- ・市民がアプリを日常的に利用する動機づけ
- ・給付金や支援策を地域内で循環させる仕組みの構築
- ・行政事務の効率化とコスト削減

(5) 導入・運用における工夫と課題

工夫点

- ・導入初期から市民・事業者への丁寧な説明と周知
- ・高齢者向けのサポート体制の整備
- ・使いやすさを重視した画面設計

課題

- ・スマートフォン未所有者への対応
- ・利用頻度を継続的に高めるための施策設計
- ・システム運用コストと効果検証

(6) 本市への示唆

今回の視察を通じ、以下の点が本市にとって大きな示唆となった。

- ・ポータルアプリは「作ること」より「使われ続ける仕組み」が重要
- ・デジタル地域通貨は単なる決算手段ではなく、政策ツールとなり得る
- ・行政DXと地域経済活性化を同時に進めることが可能
- ・少子化対策、孤独・孤立対策、防災、健康施策等との連携余地が大きい

(7) 総括

大村市の「おむすび」と「ゆでぴ」は、行政サービスの利便性向上と地域内経済循環を同時に実現する先進的な取り組みであった。

本市においても、単発事業ではなく、分野横断的・継続的に活用できるデジタル施策として検討を進める必要があると感じた。

以上、視察研修の報告とする。



大村市での研修の様子

## 長崎まちぶらプロジェクトについて

視察地 長崎県長崎市  
視察日 令和8年1月29日  
報告者 松野 真弓

長崎県長崎市といえば、日本の幕末時代の象徴である坂本龍馬ゆかりの地としていまだその歴史の痕跡が色濃く残るまちであると共に、中国文化、西洋文化と様々な異国文化が入り混じる異国情緒の漂うまちである。

このまちぶらプロジェクトはその異国文化と昔ながらの長崎文化や和の佇まい、また商店街の賑わいを「まちなか軸」という坂本龍馬が通ったとされる道を中心に5つのエリアに分け、それぞれのエリアの特徴を生かした魅力づくりで市民から観光客までまち歩きが楽しめるプロジェクトとなっている。

平成19年、まちなか再生に向けた計画策定検討委員会が発足し、実際にまちを歩いて座談会を行ったり、社会実験等の実施を経て平成25年度からまちぶらプロジェクトが始動した。

### 1. 各エリアの魅力づくり

各エリアが持つ特色を生かしながら、魅力の向上に結びつくような取組みを進める。

- ・町家の維持や再現（補修補助金制度）
- ・まちぶら広場の利活用
- ・唐人屋敷顕在化事業
- ・中国文化の魅力発信
- ・歴史建造物の保存整備
- ・洋館の活用

### 2. 軸づくり

各エリア間の移動のしやすさ、回遊性を高める感興の整備を行う。

- ・長崎駅や松が枝周辺施設等（海の玄関

口、街の玄関口）との連携軸の整備により、「まちなか」への誘導を図る。

- ・河川を生かした快適な歩行空間づくり
- ・おもてなしトイレや休憩所の整備

### 3. 地域力によるまちづくり

地域や市民自らが企業や行政、NPO等の多様な組織と連携しながら、まちを守り育て創るために行動し、地域力や市民力を結集する。

- ・まちなか賑わいづくり活動支援事業として、まちなかの賑わいを創出する提案事業を募集し、活動の初動時期を支援（補助金1件あたり上限50万円）
- ・まちぶらプロジェクト認定事業によるイベントやツアーなど年間を通したまちの様々な魅力発信

実際にまちぶらプロジェクト担当者と共に3つのエリアを歩いてみた。

5つのエリアというかなり広範囲をイメージするがエリアの全長は約2.8kmと徒歩で移動出来るとなっている。また、エリア別や地域力を記載した回廊マップがウェブサイトからもダウンロードできるようになっており、インバウンド対策として英語版の回廊マップも用意されている。

入り組んだ路地はエリアごとにまったく雰囲気が変わり、寺院が建ち並び、町屋を再生した和の佇まいが特徴の中島川・寺町・丸山エリア、中国文化に触れることができる館内・新地エリアは中国文化独特の提灯や唐人屋敷が現れ、グラバー邸のある東山手・南山手エリアは西洋文化に溢れた街並みが続き、エリアによってまちの雰囲気がコロコロと変わるのはまち歩きをしていて飽きさせない工夫がなされている。

長崎という、多国籍文化が混在するまち

だからこそできるプロジェクトであると感じたが、本市も SHOZO エリアなどは観光客も含む若者のまち歩きの人気スポットとなっている。このプロジェクトのように民間と行政で連携しエリアを拡大し、まち歩きがまちの活性化となるポテンシャルはあるのではないかと感じた。

また現在、新庁舎建設に向けて的那須塩原駅前活性化事業のひとつとして、このように車がなくても気軽に楽しめる、また市民参加型のプロジェクトの発足はまちを「面白く」する一つの原動力になるのではないかと思う。

今回の視察で本市のこれからの未来事業に繋げるきっかけや、賑わいのあるまち「那須塩原」を作るヒントを得ることができた。



長崎市での研修の様子

#### 長崎まちぶらプロジェクトについて

視察地 長崎県長崎市

視察日 令和8年1月29日

報告者 齋藤 寿一

歴史的な文化や伝統に培われた『まちなか』の賑わいの再生を図るため、5つのエリア・新大工エリア・中島川・寺町・丸山エリア・浜町・同座エリア・館内・新地エリア・東山手・南山手エリアの個性や魅力の顕在化などを進めるための整備やソフト事業を市民などと連携しながら進めるものです。各エリアにおいて、まちづくりの方向性を掲げ、各エリアが特色を活かしながら、エリア内の魅力の向上に結びつくような取り組みを進め『まちなか軸』を基軸として、各エリア間の回遊性を高める環境の整備を行います。また、『陸の玄関口』である長崎駅周辺や、『海の玄関口』である松が枝周辺等の周辺施設との連携軸の整備による『まちなか』への誘導を図っている。地域や市民自らが企業や行政、NPO等の多様な組織と連携を図りながら、まちを守り、育て、創るために行動しその集積が『まちなか』を支えるような地域力や市民力を結集する取り組みを進める。『まちぶらプロジェクト』の推進にあたっては、中心市街地の活性化に関する法律第9条に基づく『長崎市中心市街地活性化基本計画』都市再生特別措置法第46条に基づく『まちなか地区』及び都市再生推進事業制度要綱第2条5に基づく『長崎市中心部・臨海地区』などに位置付けながら、財源の確保に努めるとともに、法律上の特例や税制の優遇など国の支援策の活用を図る。取り組みを展開するにあたっては、社会情勢等の変化、あるいは地

域との話し合いの中で、新たな取り組みとして決定した事項、または、修正が必要になった事項などに関しては、随時、追加修正などを行いながら、地域とともに計画を進めている。

1. 新大工エリアではまちづくりの方針を、商店街・市場を中心としたふだん着のまちを掲げ①停電バリアフリー化②新大工町地区市街地再開発事業③新大工食文化継承ガイドブック④知っとこ・新大工町商店街

2. 中島川・寺町・丸山エリアのまちづくりの方針を、和のたたずまいと賑わいのすい粋なまちを掲げ①町家・まちなみの保存・活用②寺町BURARI③フラワー&みどりスポットinまちぶら広場④まちぶら広場社会実験・休憩所整備3、浜町・同座エリアではまちづくりの方針を、長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち①同座界わい路地魅力向上②同座川プロムナード③MUSICCROSSPROJECT④ぶんちゃんランド4、館内・新地エリアのまちづくりの方針を、中国文化に触れ、食を楽しむまちを掲げ①唐人屋敷象徴門整備②夜間景観整備③黒糖パイ・上好香餅④音楽で唐人屋敷の魅力を事業5、東山手・南山手エリアのまちづくりの方針を異国情緒あふれる国際交流のまちを掲げ①文化財保存整備事業・旧長崎英国領事館②長崎居留地まつり③長崎居留地歴史まちづくり協議会

考察 10年間の区切りに、まちぶらプロジェクト認定事業者に対してアンケートを実施したところ、まちの賑わいに関心を持つ人が増えた、行政がサポートしてくれることで活動しやすくなったなどプロジェクトの効果を感じられるとの意見が多くあった。今後の取り組みとしては、継続するとともに情報発信と多様性

のある環境づくりなどを進めながらまちの魅力を磨きより賑わいのあるまちとなるよう、市民や事業者と協同し、進化するプロジェクトとして取り組みを進めていき長崎駅周辺やスタジアムシティの整備が進む中まちなかの活力を維持していくために、このような集客拠点からまちなかへの人の流れをつくり、市民と行政が連携しながら新たな賑わいの維持・創出を図り、まちなかに絶えず人がいて、賑わいが生み出される状況を作っていることが成功していると感じた。



長崎市役所前にて

## 佐世保市女性活躍応援宣言登録制度について

視察地 長崎県佐世保市  
視察日 令和8年1月30日  
報告者 相馬 剛

長崎県佐世保市は、明治期の軍港設置により九州で4番目の大都市となり、明治35年に市制を施行した。終戦により軍港の機能を失い人口も半減した。また、造船業などの縮小により長期間地域経済の停滞が続いた。その後観光立市を目指し、西海国立公園の指定を受け、さらに世界遺産に登録されるなど市の魅力発信に取り組み、県北11市町で「西九州させば広域都市圏」を形成し、人口が減少しても誰もが豊かに暮らせる圏域づくりに取り組んでいる。

そうした中、平成27年度若者・女性の活躍、子育て環境の充実、人材育成を重要課題として行政施策だけでなく、官民連携の必要性が高まり、「佐世保女性活躍応援宣言」登録受付を開始、「女性活躍推進事業」を重点的に実施している。

### ●佐世保市女性活躍推進事業について

#### 【事業目的】

- ① 女性活躍についての広報
- ② 事業主による「女性活躍応援宣言登録」の呼びかけ、登録事業者の拡大
- ③ 「させば女性活躍推進協議会」連携
- ④ 女性の再就職支援、就労意欲のある女性と企業のマッチングにつなげる。

#### 【事業効果】

- ① 各事業所が働きやすい職場環境となる
- ② 管理職登用へのモチベーションが高まり女性活躍につながる
- ③ 女性の就労が促進する

#### 【事業予算】

- ① 令和7年度 6.330千円  
内事業費・・・・・・・・1.868千円  
会計年度任用職員・4.402千円

※国の「地域女性活躍推進交付金」(交付率1/2, 上限500万)を活用。

### ●女性活躍応援宣言登録制度について

- ①内容・・各企業が取り組みや職場の現状に合わせた女性活躍に資するものを社内外に宣言してもらい、市のホームページ等で公表、啓発冊子を作成し学生や市民に配布、さらにセミナー等の開催
- ② 対象・企業、事業者、団体
- ③ 登録状況・多様な業種で228件

### ●事業の成果

- ・事業所取組の可視化
- ・学生や市民向け情報発信の可視化促進
- ・官民連携の構築
- ・宣言やセミナーで女性活躍への関心が広まった。

女性活躍推進は、今後の地域経済の発展や地域社会生活の変化に対応するための重要なテーマである。行政・市民・企業など官民連携による、まずは意識改革の醸成、そして施策や事業の実施が人口減少社会の課題解決に繋がると思う。



佐世保市での研修の様子

## 佐世保市女性活躍応援宣言登録制度

視察地 長崎県佐世保市

視察日 令和8年1月30日

報告者 小出 浩美

### 【佐世保市の概要】

佐世保市は、人口 226,275 人(R8.1.1)、世帯数 102,254 世帯、市域面積 426.01 平方km、長崎県北部西日本最西端に位置する中核市で、西海国立公園「九十九島(くじゅうくしま)」に代表される、ゆたかな自然に恵まれたまちである。

かつて、旧海軍の軍港として栄えた歴史をもち、現在は米海軍基地を有する国際色豊かな港町でもあり、日本最大級のテーマパーク「ハウステンボス」など観光都市としても知られている。

佐世保市のグルメは、こうした土地柄から、海の幸、港町グルメ、多国籍フードなど様々、佐世保バーガーはその代表で、アメリカ海軍関係者直伝のレシピに佐世保流のアレンジが加わって地元のソウルフードとして親しまれている。



(佐世保グルメ：左から「海軍さんのビーフシチュー」「九十九島かき」「レモンステーキ」「佐世保バーガー」)

【佐世保市女性活躍応援宣言登録制度】  
「佐世保市女性活躍応援宣言登録制度」については、平成 27 年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等を背景とした「女性活躍推進事業」の中で重点的に実施してきた。

その推進事業の趣旨・目的は、女性活躍についての広報や事業主による「女性

活躍応援宣言登録」の呼びかけを行うとともに、より多くの事業主の賛同を得て制度を浸透させるために「させば女性活躍推進協議会」と連携して「女性活躍応援宣言」登録事業所の拡大や女性活躍の機運の醸成を図るとともに、女性の再就職支援のための相談会を実施、就労意欲のある女性と市内企業へのマッチングにつなげることである。

期待される効果としては、各事業者が働きやすい職場環境となることにより、働き続けることや管理職登用へのモチベーションが高まり、女性活躍へとつながることや、再就職支援のための相談により、就労意欲のある女性の就業を促進することとしている。

登録制度の内容は、個々の企業・団体などで実際に取り組んでいる内容や個々の職場の現状に合わせた取組可能な「女性活躍推進」に資する内容を、事業所のトップに社内外に向けて宣言してもらうもので、この宣言は、女性に対して現在の男性と同じような働き方を求めるものではなく、応援宣言により、女性が仕事と家庭を両立し、個性と能力を発揮してイキイキと働き続けることができる職場環境づくりを進めていくものである。そのことにより佐世保市は、女性だけでなく男性も仕事と家庭を両立させ、豊かで活力あるまちづくりを目指している。

宣言は、佐世保市内に本店や支店、営業所等事業所があれば可能で、女性の活躍を応援したいと考えている事業主や女性の積極的な活用を考えている事業主、またはすでに取組んでいる事業主にも登録を呼びかけている。

### ○登録状況

・登録事業者数：228 件 (R7.3.31)

・業種：製造業、医療・福祉、サービス業など多数

○年間予算 6,330 千円 (R7)

(国の「地域女性活躍推進交付金」を活用  
1/2 上限 5,000 千円)

・女性活躍応援宣言登録制度経費  
…145 千円 (登録証印刷費、啓発物郵便料)

・意識啓発経費…1,695 千円 (講師謝金、啓発チラシ作成費等)

・プロジェクトチーム経費…28 千円  
(ワークショップに係る経費、謝金など)

・フルタイム会計年度任用職員経費  
…4,402 千円 (給料、その他手当など)

《啓発チラシ》

女性活躍応援宣言

登録制度のご案内

働きやすい環境を確保!

ワークライフバランスを推進!

宣言した取り組み内容を実行

佐世保市役所

現在の日本では、少子化や人口減少等による労働力不足が深刻な問題となっています。その中で働く機会があるのに働いていない女性は全国に約156万人(令和5年)と増えています。この女性たちが働くことができる環境づくりが必要になっています。

こうしたことを受け、佐世保市では誰もが活躍できる職場環境づくりを目的に「女性活躍応援宣言登録制度」を平成27年度に設け、市内事業所のトップに取り組みを宣言していただいています。

これまでに累計22事業所(令和7年1月末現在)に登録していただくなど、女性活躍の取り組みが確実に広がっています。また宣言されている事業主の皆さん、取り組みを宣言していません。

問い合わせ 佐世保市人権男女共同参画課 千057-5555 佐世保市八幡町1番10号  
TEL 0956-24-1111(内線3221) FAX 0956-25-9703 E-mail jinken@city.sasebo.lg.jp

取り組み紹介

市内の事業所で働く女性社員で結成した「プロジェクトチーム」が、令和3・4年度に宣言した事業所に対するアンケートの中から、優良取り組みとして選んだ事業所をご紹介します。

株式会社 友建設 千原町5-3-1 従業員数(うち女性) 29人(7人)

応援宣言  
1. 子供のいる従業員が授業参観・園いっしょ・PTA活動など学校行事への参加や子供の進捗や成績などについてお話をし、対応できる職場づくりをします。  
2. だれでも産休・育休を取れる職場づくりをします。  
3. 従業員の卒業時に合わせて、シフト(勤務時間など)調整できる職場づくりをします。

働きやすい職場づくり  
従業員の声を取り入れながら、事務所を改装しました。トイレを移設したり、デスクをスムーズに動かすことにより作業にやりやすい環境となりました。  
現在は、導入された業務をマニュアル化する取り組みを行っています。従業員が安心して働くことができるところに変わってきています。

コミュニケーションの機会づくり  
週に2回、5~10分程度の朝アークの時間をとり、従業員同士がコミュニケーションをとることができるようになっています。  
また、子どもがいる従業員が多いですが、部署ごとに1~2週間ごとにミーティングを開き、休職の調整なども行うことで、育児対応などでの休職も抑えています。

株式会社 西日本工業 広田4丁目2-1 従業員数(うち女性) 39人(5人)

応援宣言  
1. 職種・年齢・性別にとらわれないで、個人のスキルアップを図ることを目的とする自己啓発、資格取得を推進します。  
2. ワークライフバランスの重要性を浸透させ、仕事と家庭を両立させることで、積極的な社会参加を促します。  
3. 性別を問わず長く働き続けられる事を目的とし、労働環境の整備を行います。

職場環境整備  
資格取得支援制度や賞与多額の導入及びキャリアアップの作成による役職人事の明確化により、社員のモチベーションアップに繋がっています。  
また、今後の女性従業員の活躍を支援し、女性用トイレの増設や更衣室のレイアウト変更といった職場環境整備にも取り組んでいます。

改善提案制度  
事務所に着用希望と、社員の声を聞いています。社員の声の中から、消防局の方に来ていただき防災訓練を行いました。防災訓練を行ったことがきっかけで、3ヶ月に1回防災訓練を現場でセンター等を実施するようになりました。受講することで、従業員の意識向上に繋がっています。

【女性活躍推進事業】

2 女性活躍推進事業について

令和6年度活動内容  
～応援宣言登録事業所の方々とおこなってきました～

●女性活躍応援宣言登録証交付式 ●女性活躍推進セミナーを実施

令和6年度に新たに宣言いただいた事業所の方々へ登録証を交付しました。  
登録証は、従業員全員に交付します。

買付法改正、女性特有の健康課題、企業の取組み事例の紹介などをご講演いただきました。

2 女性活躍推進事業について

令和6年度活動内容  
～応援宣言登録事業所の方々とおこなってきました～

●佐世保市長と意見交換会 ●女性プロジェクトチーム活動

子育てに悩まされる子育て世代へ子育てを支える職場の取組みをテーマに佐世保市長と意見交換を行いました。

事業所から推薦された女性社員等プロジェクトチームを育成し、宣言事業所の課題や働きやすい職場づくりについてのグループワーク、スタッフ講座を開催いたしました。

●産業別就業者数 (令和2年度国勢調査)

	佐世保市		那須塩原市	
第1次産業	4,260	3.73%	3,604	6.31%
第2次産業	21,172	18.55%	17,507	30.63%
第3次産業	86,458	75.73%	33,669	58.91%
分類不能	2,269	1.99%	2,378	4.16%
合計	114,159	100.00%	57,158	100.00%